高鍋町告示第5号

平成30年第1回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。 平成30年2月27日

高鍋町長 黒木 敏之

1	期	日	平成30年:	3月5日	(月)				
2	場	所	高鍋町議会	会議場					
○閉	乳会 F	日に応	招した議員						
			池田	堯君			水町	茂君	
			山本	隆俊君			津曲	牧子君	
			岩村	道章君			岩﨑	信や君	
			緒方	直樹君			柏木	忠典君	
			後藤	正弘君			中村	末子君	
			黒木	博行君			黒木	正建君	
			春成	勇君			八代	輝幸君	
			青木	善明君			永友	良和君	
\bigcirc 3	3月7	7日に	応招した議員	Į					
						同上			
\bigcirc 3	3月1	ー 5日に	応招した議員	1					
						同上			
\cap :	2 日 1	— の日 <i>に</i>	応招した議員				 		
\cup .	<i>,</i> 77 I	J H (⊂	<i>p</i> い7日 し / こ成り	₹		同上			
\bigcirc 3	3月2	0日に	応招した議員	Į		- ·			
						同上	 		
Oл	な招し	 _なか	った議員						
					-		 		

平成30年 第1回(定例)高 鍋 町 議 会 会 議 録(第1日) 平成30年3月5日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成30年3月5日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸報告

- (1) 議長の会務報告
- (2) 議員派遣の報告
- (3) 例月現金出納検査結果報告
- (4) 定期監査結果報告
- (5) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 同意第1号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 同意第2号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 同意第3号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第9 議案第1号 高鍋町高鍋浄化センターの更新工事委託に関する基本協定の一 部を変更する協定について
- 日程第10 議案第2号 平成29年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第11 議案第3号 平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第4号 平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第5号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第6号)
- 日程第14 議案第6号 平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第7号 平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第16 議案第8号 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第9号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第10号 高鍋町消防団条例の一部改正について
- 日程第19 議案第11号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第12号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第13号 特別会計設置条例の一部改正について
- 日程第22 議案第14号 高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正について

日程第23	議案第15号	高鍋町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第24	議案第16号	高鍋町介護保険条例の一部改正について
日程第25	議案第17号	高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
		関する基準を定める条例の一部改正について
日程第26	議案第18号	高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及
		び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防
		のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部
		改正について
日程第27	議案第19号	高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
		護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関
		する基準等を定める条例の一部改正について
日程第28	議案第20号	高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
		を定める条例の制定について
日程第29	議案第21号	教育関係使用料条例の一部改正について
日程第30	議案第22号	高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第31	議案第23号	高鍋町歴史総合資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正
		について
日程第32	議案第24号	高鍋町指定有形文化財黒水家住宅の設置及び管理に関する条例
		の一部改正について
日程第33	議案第25号	高鍋町ねたきり老人等介護手当支給条例の全部改正について
日程第34	議案第26号	高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の制定につ
		いて
日程第35	議案第27号	平成30年度高鍋町一般会計予算
日程第36	議案第28号	平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
日程第37	議案第29号	平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
日程第38	議案第30号	平成30年度高鍋町下水道事業特別会計予算
日程第39	議案第31号	平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
日程第40	議案第32号	平成30年度高鍋町介護保険特別会計予算
日程第41	議案第33号	平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
日程第42	議案第34号	平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
日程第43	議案第35号	平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
日程第44	議案第36号	平成30年度高鍋町水道事業会計予算
_		

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸報告

- (1) 議長の会務報告
- (2) 議員派遣の報告
- (3) 例月現金出納檢查結果報告
- (4) 定期監查結果報告
- (5) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 同意第1号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 同意第2号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 同意第3号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第9 議案第1号 高鍋町高鍋浄化センターの更新工事委託に関する基本協定の一 部を変更する協定について
- 日程第10 議案第2号 平成29年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第11 議案第3号 平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第4号 平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第5号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第6号)
- 日程第14 議案第6号 平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第7号 平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第16 議案第8号 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第9号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第10号 高鍋町消防団条例の一部改正について
- 日程第19 議案第11号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第12号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第13号 特別会計設置条例の一部改正について
- 日程第22 議案第14号 高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正について
- 日程第23 議案第15号 高鍋町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第16号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第25 議案第17号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第26 議案第18号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及 び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部 改正について

日程第27	議案第19号	高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
		護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関
		する基準等を定める条例の一部改正について
日程第28	議案第20号	高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
		を定める条例の制定について
日程第29	議案第21号	教育関係使用料条例の一部改正について
日程第30	議案第22号	高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第31	議案第23号	高鍋町歴史総合資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正
		について
日程第32	議案第24号	高鍋町指定有形文化財黒水家住宅の設置及び管理に関する条例
		の一部改正について
日程第33	議案第25号	高鍋町ねたきり老人等介護手当支給条例の全部改正について
日程第34	議案第26号	高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の制定につ
		いて
日程第35	議案第27号	平成30年度高鍋町一般会計予算
日程第36	議案第28号	平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
日程第37	議案第29号	平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
日程第38	議案第30号	平成30年度高鍋町下水道事業特別会計予算
日程第39	議案第31号	平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
日程第40	議案第32号	平成30年度高鍋町介護保険特別会計予算
日程第41	議案第33号	平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
日程第42	議案第34号	平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
日程第43	議案第35号	平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
日程第44	議案第36号	平成30年度高鍋町水道事業会計予算

出席議員(16名)

1番	池田	堯君	2番	水町	茂君
3番	山本	隆俊君	5番	津曲	牧子君
6番	岩村	道章君	7番	岩﨑	信や君
8番	緒方	直樹君	10番	柏木	忠典君
11番	後藤	正弘君	12番	中村	末子君
13番	黒木	博行君	14番	黒木	正建君
15番	春成	勇君	16番	八代	輝幸君
17番	青木	善明君	18番	永友	良和君

欠席議員 (なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君 議事調査係長 矢野 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	児玉	洋一君
教育長	島埜内 遵君	教育委員長	黒木	知文君
農業委員会会長	坂本 弘志君	代表監査委員	黒木	輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会	等務局長		河野	辰己君
政策推進課長	三嶋 俊宏君	建設管理課長	惠利	弘一君
農業委員会事務局長 …	鳥井 和昭君	産業振興課長	渡部	忠士君
会計管理者兼会計課長 …	横山 英二君	町民生活課長	山下	美穂君
健康保険課長	徳永 惠子君	福祉課長	中里	祐二君
税務課長	杉 英樹君	上下水道課長	吉田	聖彦君
教育総務課長	野中 康弘君	社会教育課長	稲井	義人君

午前10時00分開会

○議長(永友 良和) おはようございます。只今から平成30年第1回高鍋町議会定例会 を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長(中村 末子君) おはようございます。平成30年第1回定例会の招集に伴い、去る2月28日午前10時より、第3会議室において、議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部からは副町長、総務課長、政策推進課長の3名、日程説明のための議会事務局長と補佐の2名が出席して議会運営委員会が開かれましたので御報告いたします。

今議会に提案されます議案は、3月31日で任期を迎える西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任案3件、法務省から求められている人権擁護委員が6月30日で任期満了を迎えるため、再任として推薦する案件1件、議案第1号高鍋町の下水道関連で基本協定見直し1件、平成29年度補正予算7件、危機管理専門員及び地域協力隊の任用などに伴うものや消防団員の処遇改善、国民健康保険は平成30年度からの制度改革に伴い、関連条例の改正を行うもの、介護保険は見直しに伴うもの、指定居宅介護支援に関しては指定権限が市町村へ移譲されるもの、使用料などを変更するなど、条例の一部改正16件、ね

たきり老人等介護手当支給条例の在宅福祉向上を図る目的で全部改正1件、蚊口西の二、 津波避難タワーの完成に伴い、適正な管理を行うための条例制定1件で、条例関係だけで 18件です。平成30年度高鍋町の一般会計、特別会計予算10件が提案されます。

執行部の説明に対して意見を求めましたが、意見はありませんでしたので、平成29年 度補正予算は委員会に付託されないため、詳細説明を求めたところです。

一般質問者は9名であり、2日間の予定をとったところです。

事務局より日程の説明を求めましたが、特段意見はなく、日程どおりで進めることに委員全員の意見の一致を見たところです。

なお、4月からは機構改革が始まります。それに伴い、常任委員会での審査内容が変更 となる部分につては、総務環境常任委員会と産業建設常任委員会で合同審査を行い、新た な年度会計への対応を図ることにしました。

今議会へ提案される案件は本数が多く、条例案件も多いので、今まで以上に大変である とは思いますが、決められた日程の中で慎重に審査を行い、チェック機能を十分に果たし ていただきますようお願いいたしまして、議会運営委員会の報告といたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(永友 良和) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、13番、黒木博行議員、 14番、黒木正建議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長(永友 良和) 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永友 良和) 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は、朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してあります。このとおり 派遣しましたので、これにより報告といたします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、定期監査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員(黒木 輝幸君) おはようございます。地方自治法第199条第4項及び 高鍋町監査委員条例第5条の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、監査委員2名 を代表いたしまして監査結果を御報告いたします。

監査の結果につきましては、平成30年2月22日付で町長、町議会議長、教育長、選

挙管理委員会委員長に報告書を提出いたしました。

監査結果報告書は、皆様のお手元に配付をされております。その概要について、御報告申し上げます。

第1に、監査の対象としまして、1、図書館蔵書の管理状況、2、美術館、歴史総合資料館の寄贈、寄託物品の管理状況、3、選挙管理委員会、消防団各部消防機庫の備品の管理状況についてでございます。

第2に、監査の期間でございますが、平成30年2月6日から平成30年2月13日まで、実質監査期間日数5日間でございます。

第3に、監査の方法でございますが、図書館蔵書の管理状況につきましては、各分野及 び配架場所ごとに抽出して、蔵書が図書台帳のとおりに所定の場所に保管、整理されてい るかを確認しました。

2、美術館、歴史総合資料館の寄贈、寄託物品の管理状況につきましては、寄贈、寄託 原簿管理簿にのっとって適正に管理をされているか、現物との照合を行いました。なお、 歴史総合資料館の寄贈物品は点数が多いため、抽出により照合しました。

選挙管理委員会、消防団各部消防機庫の備品の管理状況につきましては、高鍋町財務規則に基づいた分類方法により、備品管理簿、備品整理票は整理されているか、備品の現在高は備品管理簿と一致し、正確かつ適正に管理されているか、関係職員立ち会いのもと、備品管理簿、備品整理票との現物の照合をしました。

第4に、監査の結果について御報告を申し上げます。

図書館蔵書の管理状況につきましては、蔵書は図書台帳のとおり適正に管理されていることを認めました。なお、前回の監査で蔵書数が毎年増加する一方で、配架及び保管場所、閲覧場所に余裕がない状況が見受けられましたが、蔵書の整理はかなり進んでいることが認められました。しかし、閲覧場所は依然として狭い状況でありますので、今後とも保管に関する定めを制定することを含めて、課題の解消に取り組む必要があるものと思われます。

美術館、歴史総合資料館の寄贈、寄託物品の管理状況につきましては、美術館においては、寄贈物品及び寄託物品ともに管理簿は整理され、現在高は管理簿と一致し、正確に管理されていることを認めました。

歴史総合資料館においては、寄贈物品につきましては、管理簿及び現品は正確に管理されていることを認めましたが、寄贈物品につきましては、一部調査及び保管のあり方の検討を要するものが見受けられましたので、今後、期限を定めて調査検討に着手し、その結果に基づいて、早急に正確な管理に向けた取り組みをされるよう要望します。

選挙管理委員会及び消防団各部消防機庫の備品管理状況につきましては、高鍋町財務規 則に基づいた分類方法により、備品管理簿、備品整理票は整理をされており、備品の現在 高は備品管理簿と一致し、正確かつ適正に管理されていることを認めました。

今回、監査対象となった図書館蔵書、美術館、歴史総合資料館の寄贈、寄託物品、選挙

管理委員会、消防団各部消防機庫備品は、別表のとおりでございます。 以上、御報告いたします。

- ○議長(永友 良和) 次に、町長の政務報告を行います。町長。
- 〇町長(黒木 敏之君) おはようございます。平成29年12月1日から平成30年2月 28日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、MUKASA—HUBとの包括連携協定及び記念イベントについてでございますが、12月5日に高鍋町役場及び宮崎県農業大学校においてとり行いました。本協定は、本町とMUKASA—HUBのそれぞれが持つ資源やノウハウ等を生かしながら、地域課題の解決やまちづくりに関する取り組みを推進し、本町のさらなる活性化を図ることを目的として、幅広い分野で連携するものであります。

また、本協定の締結記念イベントについてでございますが、「いちばん小さな町から宮崎の未来を考える」というテーマで、MUKASA―HUB代表の村岡浩司氏との公開対談を開催し、町民や学生の皆様など約80名に御参加いただき、意見交換を行いました。

次に、消防始式についてでございますが、1月6日に小丸河川敷広場において挙行いた しました。各部とも訓練の成果を十二分に発揮し、大変すばらしい始式でございました。

次に、企業立地協定書調印式についてでございますが、1月29日に、昨年10月から町のお試しオフィスを利用しているエイムネクスト株式会社様と企業立地に関する協定を結びました。同社は6月に古民家を移築したオフィスを開設される予定で、農業や観光を含めた新たな事業展開が期待されております。今後とも町のさらなる活性化のために積極的に企業誘致活動に努めてまいります。

次に、高鍋町ふるさと応援大使委嘱式についてでございますが、1月31日に東京都内においてとり行いました。大使制度は、町出身者に限らず、高鍋を応援したい方へ対象を広げ、名称を「ふるさと大使」から「ふるさと応援大使」へと変更いたしました。今回、大使の第2号として、元宝塚歌劇団雪組トップ娘役の咲妃みゆさん、第3号としてクリエイティブディレクター・クリエイティブコンサルタントの水野学さんに委嘱状を交付いたしました。高鍋町の魅力に関する情報発信や応援をしていただけるものと期待しております。

次に、春季野球キャンプについてでございますが、2月5日から3月26日までの約2カ月にわたり、順次キャンプインしていただいております。本年は1社会人、3大学、1高校のキャンプを誘致することができました。今後も新たに継続的に来訪していただけますよう環境整備、おもてなしに努めてまいりたいと考えております。また、2月7日には、昨年に引き続き名古屋商科大学硬式野球部による野球教室を開催していただき、町内のスポーツ少年団や部活動の指導者や選手、約30人が熱心に指導を受けておりました。

次に、第27回生涯学習推進大会・第44回自治公民館大会についてでございますが、 2月25日、たかしんホール中央公民館において開催し、約500名の参加がありました。 大会では自治公民館に功労のあった8名と1団体が表彰を受け、講演では鷹鳥屋神社の宮 司で大分観光特使に任命されている矢野大和さんが「笑いと健康」と題し、健康になることの要因の一つとして笑いの力があることを、観客を笑わせながら御講演をしていただきました。

以上、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお 願い申し上げます。

○議長(永友 良和) 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 町長の施政方針

- ○議長(永友 良和) 次に、日程第3、町長の施政方針を求めます。町長。
- ○町長(黒木 敏之君) 2008年のリーマンショックから10年を経て、世界経済はアメリカトランプ大統領政権の保護主義政策、イギリスのEU離脱、低金利政策、仮想通貨、北朝鮮問題等、さまざまな課題やリスクを内包しながらも、中国、アメリカ経済を中心に成長基調にあり、日本経済もアベノミクスによる金融緩和、円安、株高を背景に、外需型輸出企業の業績が好調に推移し、GDP(国内総生産)は低い伸び率ながら28年ぶりに8期連続の成長を遂げています。

この経済成長は、外需型の輸出に偏ったものであり、地方では実感を伴わない経済成長でありますが、2020年の東京オリンピックまでは確実に続くと予想されています。

果たして、目まぐるしく変化する世界情勢の中、思惑どおり日本経済の安定成長は続くのでしょうか。また、地方都市、地方に生きる者にその恩恵はあるのでしょうか。私たちは、地方にあればこそ、時代を読み、未来を想定しながら、打つ手を考え、高鍋町のまちづくり戦略を構築していかねばならないと考えます。

2018年、今、時代は大変革期の真っただ中にあります。

人口減少、超高齢化社会、東京一極集中、地方創生、働き方改革、さまざまな改革や変化が求められる時代にあって、科学技術の革新はとまることを知らず、社会は急速に変化を遂げ続けています。今、時代はまさに第4次産業革命の真っただ中、AI、IoT、EV、フィンテック等、あらゆるモノがデジタル化され、インターネットにつながり、社会基盤、産業構造、世界経済を激変させ、私たちの生活や仕事、価値観をも大きく変えようとしています。

本年1月に開催された世界経済フォーラム「ダボス会議」でのカナダのトルドー首相の発言は象徴的でした。「今ほど変化のペースが速い時代は過去になかった。だが今後、今ほど変化が遅い時代も二度と来ないだろう」。

自然科学者チャールズ・ダーウィンは著書「種の起源」中で「最も強い者が生き残るのではなく、また最も賢い者が生き延びるのでもない。唯一生き残ることができるのは、変化できる者である」と述べています。

急激な大変革期の真っただ中にあって、私たちは、さらに力強く生きていくために、さらなる変化、改革、革新していくことを恐れ怠るわけにはいきません。

昨年、高鍋町長就任以来、「豊かで美しい、歴史と文教の城下町の再生」をビジョンとし、「農畜産業が豊かになってこそ、商工業は潤い、まちは元気になる」という財政基盤の考えのもと、「産業振興」、「福祉・子育て・教育」、「住環境の整備」の3つをまちづくりの柱とし、「改革の努力を積み重ねていく風土の中で、優れた人財が育ち、若者がチャレンジできて、やりがいのある雇用の場があり、高齢者が健康で生き生きと過ごせて、子育て・教育に最適な施設と福祉環境を備えた、誰もが住みたいと思う、豊かで美しい城下町」を目指す方針をお伝えし、高鍋町の改革、新たなまちづくりに取り組み始めました。この1年を振り返りますと、町民の皆様のお力添え、町議会議員の皆様の御支援、職員の努力もあり、企業誘致、ふるさと納税25億円、中学生までの医療費の無料化、施設のネーミングライツ、鈴木馬左也シンポジウムの開催等、いくつかの成果を生み出すことができました。

特に、南九州大学高鍋キャンパス跡地に宮崎キヤノン株式会社様の工場を誘致できましたことは、大学跡地の問題が高鍋町最大の懸案でありましただけに、よいスタートを切ることができたと考えます。

また、俵橋地区に株式会社デイリーマーム様が「ゴボチ」の製造工場とともに高鍋町産の野菜や食品の販売場とレストランを併設した、観光拠点としての食と農の複合型施設、ママンマルシェーTAKANABEーを開設、本年8月には、南薩食鳥株式会社様が持田地区に工場を新設されます。

さらに、本年1月にはエイムネクスト株式会社様、地場企業である餃子の馬渡様を企業立地奨励条例の指定事業者に決定したところでございます。指定事業者のそれぞれがオフィス、新工場を新設される等、最重要課題である人口減少対策で最も求められている「新産業創出」、「雇用の場の創出」が実現されたことにより高鍋町に勢いが生まれ始めたと考えます。

そして、平成30年度は、昨年に御提案した「10の達成すべき目標」のもと、この 1年で達成された項目と新たな課題を勘案し、さらに重点項目を具体的に取り上げ、 短 中長期的な計画を詳細に立案、実行し、皆様とともに、さらに大きな成果を創り出して行 かねばなりません。

「達成すべき目標」。

- 1つ、農畜産業支援。農畜産品のブランド化及び6次産業化を促進。農畜産品の販売促進。JA児湯との連携促進。高鍋農業高校・農業大学校との連携促進。農業後継者・新規就農者の育成の支援。家畜伝染病の防疫の強化。
- 2、福祉の充実。石井十次先生生誕の地として「福祉のまち」の推進。子育て世代の生活と雇用の支援。児童・生徒の給食費・医療費の支援。放課後児童クラブ・子ども食堂等の児童支援。高齢者や障がい者が生き生きと暮らせるための支援。
- 3、企業誘致・雇用創出。企業誘致助成制度の拡充。積極的な企業誘致活動の推進。空き家・空き店舗を利用したレンタルオフィス、シェアオフィスの推進。お試しオフィスに

よるワーク・イン・レジデンスの推進。誘致企業との意見交換会の開催。町民の職能教育の支援。起業家の育成支援。

- 4、商工業支援。「ふるさと納税制度」を積極的に推進し、あわせて地場産業、商工業の発展を推進。商工業者・地場産業者との意見交換会の開催。時代に即した商店街の支援。空き店舗対策の推進。地場産品開発の支援。地場産品の販売促進の支援。後継者の育成支援。商工会議所との連携の促進。
- 5、観光促進。飲食業を観光産業の柱として支援する。飲食店のメニュー開発、商品開発、品質向上の支援。高鍋駅舎周辺及び蚊口海浜公園の整備の促進。高鍋城址舞鶴公園の整備促進。持田古墳群と花守山の連携を図り、さらに西都原古墳群との連携による世界遺産登録の推進。高鍋城灯籠まつり・キャベツ畑のひまわり祭・サーフィン大会等に対する支援。アート・フェスティバルの開催推進。城下町の景観創り・古民家再生の推進。高鍋町の歴史・伝統芸能に関する支援。
- 6、文教のまちの再生・教育支援。高鍋高校と東・西中学校の中高一貫教育の仕組みづくりの推進。図書館の見直し。スポーツ・文化活動の支援。スポーツ施設の整備。
- 7、 防災・環境整備・美しい高鍋づくり。防災対策及び防災施設の建設促進。災害危険箇所等、未整備インフラの整備の促進。竹鳩橋の整備促進。コンパクトで美しく機能性に満ちたまちづくりの推進。
 - 8、人口増加・定住促進。積極的な定住促進支援制度の導入。まちの魅力の発信。
- 9、町民の声を町政に反映する仕組みづくり。男女共同参画社会づくりの推進。情報の 共有や発信システムの改革。まちづくり提言講座の設置。
- 10、役場の活性化。QC活動の導入。職員研修、人財育成の推進。町長表彰制度の導入。町民の皆様に親しまれる役場づくりの推進。各課の明確な年度目標の設定。役場全体の年度目標を全職員で共有化する。町長は、年に1回、課長、課長補佐と個人面談を実施する。笑顔、挨拶、掃除の推進。美術館、歴史総合資料館、図書館、たかしんホール、井上商店スポーツセンター、MASUDAスタジアム、家老屋敷、高鍋勤労者体育センター、高鍋湿原等の指定管理者制度の推進。

「重点項目」といたしまして、福祉の充実。企業誘致。中高一貫の教育改革。農畜産品のブランド化、6次産業化。高鍋駅舎周辺及び蚊口海浜公園の再生。図書館の再生。「高鍋温泉めいりんの湯」の経営革新。道路の整備。町なか再生。起業家の養成。観光イベントの充実。指定管理者制度の積極的な導入。町立「わかば保育園」のあり方検討。教育委員会の移転。社会福祉協議会との連携強化。ふるさと納税のさらなる推進。城下町プロジェクトを設置します。

その目的は歴史と文教の城下町の再生であります。

高鍋城址舞鶴公園の整備。街並み街路樹の整備。古民家の再生。藩校明倫堂創設 240年シンポジウムの開催。持田古墳群と花守山との連携。その他、城下町再生へのさまざまな取り組みを行います。

以上、急激に変化していく時代にあって、今すぐにやるべきこと、短期、中期 長期の目標を明確にし、大胆な改革をスピーディーに推し進めながら、「豊かで美しい、歴史と文教の城下町・たかなべの再生」に取り組んでまいります。誰もが暮らしたいと願う、豊かで美しい高鍋町を、子どもたちの未来のため、この町に生きる者の使命として、皆様とともに、力を合わせつくっていかねばならないと考えます。

「善く戦う者、これを勢いに求めて人に責めず」この言葉は、中国戦略家・孫子が書き 残した「孫子の兵法」の一節です。古来より、戦い上手な者は勢いによって勝利を求め、 個々の人の力に頼らない。だからこそ人はさらに勢に従い、さらに力を発揮するという教 えです。

まちづくりに「勢い」をつくり出し、その「勢い」がさらに大きな「うねり」となりますよう皆様方の積極的な御支援御協力をお願い申し上げ、平成30年度に臨む私の所信といたします。

日程第4. 会期の決定

○議長(永友 良和) 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から3月20日までの16日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永友 良和) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月20日まで の16日間に決定いたしました。

日程第5. 同意第1号

日程第6. 同意第2号

日程第7. 同意第3号

〇議長(永友 良和) 次に、日程第5、同意第1号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第7、同意第3号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(黒木 敏之君) 同意第1号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について から同意第3号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括して提案 理由を申し上げます。

同意第1号から同意第3号についてでございますが、これらにつきましては、いずれも現委員が平成30年3月31日をもって任期満了になりますことに伴い、同委員3名のうち2名は引き続き、池澤耕助氏と日高省吾氏を、残り1名は新たに日野祥二氏を、同委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づく西都児湯固定資産評価審査委員会規約第4条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上、3件につきまして御同意賜わりますようお願い申し上げます。

- ○議長(永友 良和) 同意第1号及び同意第2号につきましては再任でありますので、略歴の説明を省略し、同意第3号につきまして略歴の説明を求めます。総務課長。
- **〇総務課長(河野 辰己君)** それでは、新任の日野祥二氏について、略歴を御紹介申し上げます。

氏名、日野祥二。生年月日、昭和28年3月11日、現在64歳でございます。現住所、都農町大字川北18911番地9。最終学歴、福岡大学法学部卒業。職歴等、昭和50年8月高鍋町役場入庁、平成14年高鍋町役場環境整備課長、平成21年4月高鍋・木城衛生組合、平成24年4月上下水道課長、平成25年3月高鍋町役場を退職されまして、平成26年4月から都農町社会福祉協議会副会長に就任され、現在に至っておられます。

また、平成26年5月から平成28年3月まで高鍋町町史編さん委員会委員も歴任されました。

以上でございます。

○議長(永友 良和) 以上で説明が終わりました。本3件は人事案件でありますので、討論を省略し、これから1議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、同意第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

- **〇12番(中村 末子君)** 同意の1号から3号まで一緒にと思っていただいて結構だと思います。相談件数は何件あったのか、内容については不服申し立てだと思うんですが、そのような事案は発生してきたのかどうかお伺いしたいと思います。
- 〇議長(永友 良和) 総務課長。
- **〇総務課長(河野 辰己君)** 昨年につきましては、不服申し立て等、一切相談件数もございませんでした。

以上でございます。

○議長(永友 良和) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(永友 良和) これで質疑を終わります。

これから、同意第1号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御 起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(永友 良和) 起立全員と認めます。したがって、同意第1号西都児湯固定資産評 価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

次に、同意第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永友 良和) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第2号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御

起立願います。

[賛成者起立]

○議長(永友 良和) 起立全員と認めます。したがって、同意第2号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永友 良和) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第3号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御 起立願います。

[賛成者起立]

○議長(永友 良和) 起立全員と認めます。したがって、同意第3号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

日程第8. 諮問第1号

○議長(永友 良和) 日程第8、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(黒木 敏之君) 諮問第1号人権擁護委員の推薦について、提案理由を申し上げます。

現委員の三好純子氏が平成30年6月30日をもって任期満了になりますことに伴い、 引き続き同氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定 により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御意見を賜わりますようお願い申し上げます。

○議長(永友 良和) 本件につきましては再任でありますので、略歴の説明を省略いたします。

以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

- ○12番(中村 末子君) 先ほどと同じような質疑なんですが、平成28、29年度ではどのような人権相談案件があったのか、また、その内容は深刻な問題を抱えていなかったのか、人権擁護委員の相談範囲はどこまであるのかお伺いしたいと思います。
- 〇議長(永友 良和) 政策推進課長。
- ○政策推進課長(三嶋 俊宏君) 高鍋町の人権擁護委員は、高鍋町独自に年6回の相談を 開催をしております。そのほかに宮崎県で行われている人権擁護の相談会にも参加してい るところであります。

その内容については、一つずつは、こちらとしては承知してないところでございます。 いろんな相談があってるようでございます。詳しいことはちょっと把握しておりません。 以上でございます。

- ○議長(永友 良和) ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。
- ○12番(中村 末子君) 件数だけでもわかりませんか。相談内容を把握してない。なぜ相談内容をお聞きしたのかということは、これ人権擁護委員の問題だけでなく、いろんな町民の生活にかかわる問題ですので、その内容がしっかりと私たちに伝わっていなければ、その人の名前を言うことは必要ありませんので、でも、こういうことが、事件が起きているんだということは、やはり把握する必要があるのかなというふうに思ったところなんです。

だから、もし答えられなければ、件数だけでもお答え願えればと思います。

- 〇議長(永友 良和) 政策推進課長。
- ○政策推進課長(三嶋 俊宏君) 件数についても、こちらとしてはちょっと今の段階では 把握をしておりません。あと、相談来られて、話はされる、相談をされるようですけど、 それが人権のこと以外にもいろんな相談を受けられております。人権関係ということでは、 ちょっと把握をしていないとこでございます。
- 〇議長(永友 良和) 12番、中村末子議員。
- ○12番(中村 末子君) 人権以外のことでもということで、いろんな行政の相談なり、 行政相談員とかいらっしゃるんですが、行政の相談なり人権の相談なり、いろんなもめご とであったりとか、いろんな自分の問題であったりとか、いろんなことを相談されている んじゃないかなというふうに思うんです。

しかし、やはり人権の問題っていうのは、私たち町民にとってはわかりにくい部分というのもあるんじゃないかなと思うんです。やはり、それをきっちりと伝えていくこと、それが人権擁護委員を選任する私たちの役割ではないかなと思うんです。また、そのことが、国の法務省がどういうふうに捉えて、県のほうがどういうふうに進達しているのかということがはっきりわからないと、人権擁護委員さんの立場も明確にならないし、もったいないと思うんです。だから、高鍋町で今どのようなことが底辺で起きているのか、また、底辺じゃなくても、どこで何が起きているのかということをある程度役場としてはきちんと把握しておく状況をつかんでおかないと、先ほど施政方針を町長述べられましたけれども、それにも支障を来していくところがあるんじゃないかなというふうに思うんです。

だから、そういうことから鑑みて、やはり相談件数がどれぐらいあったのか、そして、主な内容と、人権ではないけれど、町民の生活に関する相談件数であったのか、何であったのかということをしっかりと、私たちは推薦するだけなんですけれども、人権擁護委員がやはり高鍋町に存在するということは、私たちも底辺部分でちゃんと守っていらっしゃる相談の内容というのは、しっかりと把握しておく必要があるんじゃないかなというふうに思ったからなんです。

だから、件数だけでも、これからでももし調査をしていただけるようであれば、発表できるようであれば、それは発表していただきたいなというふうに思いますので、それは要

望になるかもしれませんが、どのようになるのかお答え願いたいと思います。

- 〇議長(永友 良和) 政策推進課長。
- ○政策推進課長(三嶋 俊宏君) 議員が申されました把握、人権の件数の把握です。これについては、今後、把握をしていきたいと思っております。どのような内容があるかといいますと、内容につきましては、聞くところによりますと、いろんな地区の隣人との絡み、関係等も相談を受けられているようです。それが解決に向かったということではないでしょうけど、いろんなところに、また、人権擁護委員だけでは解決できないようなことについては、ほかの相談の窓口を教えたり、そのようにして解決を図っていらっしゃるようです。

以上でございます。

○議長(永友 良和) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永友 良和) これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから諮問第1号を起立によって採決します。本件は適任とすることに賛成議員は御 起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(永友 良和) 起立全員であります。したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦 については、適任とすることに決定いたしました。

日程第9. 議案第1号

〇議長(永友 良和) 日程第9、議案第1号高鍋町高鍋浄化センターの更新工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(黒木 敏之君) 議案第1号高鍋町高鍋浄化センターの更新工事委託に関する基本 協定の一部を変更する協定について、提案理由を申し上げます。

今回の協定は、平成28年6月に日本下水道事業団と3億6,100万円で基本協定を締結しておりましたが、事業費が確定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜わりますようお願い申し上げます。

- 〇議長(永**友** 良和) 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。上下水道課長。
- **〇上下水道課長(吉田 聖彦君)** 議案第1号高鍋町高鍋浄化センターの更新工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について詳細を説明いたします。

高鍋浄化センターの更新工事に関しましては、平成28年6月に日本下水道事業団と 3億6,100万円で基本協定を締結いたしました。平成28年度から29年度までの 2カ年で長寿命化計画に基づき、脱水機や自動除塵機等の電気機械機器類の更新及び建物 の改修補強工事を行ってまいりましたが、事業の確定に伴い、基本協定の一部の変更につ いて議会の議決を求めるものでございます。

なお、変更協定額につきましては3億4,250万5,000円となり、1,849万5,000円の減額となります。

減額の理由につきましては入札残によるものでございます。 以上で詳細を終わります。

- O議長(永友 良和) 以上で説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。
- ○12番(中村 末子君) 先ほど説明にありましたが、2,000万円近くの減額で見直すということは、どこがどのように変更されて、問題点は出てこないのかどうか。契約の入札残ということだったんですが、入札の残額ということは契約率は一体何%だったのでしょうか。下水道事業団という組織はまたどんな組織なのか。国からの補助などもあるのか。また、国の天下り先でもあるのかどうか、そこのところをお伺いしたいと思います。
- 〇議長(永友 良和) 上下水道課長。
- 〇上下水道課長(吉田 聖彦君) 事業団が、下水道事業団が委託しました工事は3つに分かれます。脱水機等の汚泥分野、それと運転操作設備、計装関係の電気、建設の耐震です。 汚泥に関するものが、請負が入札率が95.81%、電気関係が98.81%、建設が88.42%となっております。残りが下水道事業団の事務費ということになっておりまして、5.3%プラス70万円が下水道事業団の事務費額となっております。

下水道事業団につきましては、以前は国と地方公共団体の出資で行われていましたが、ちょっと今、年数は忘れましたが、途中で地方公共団体のみの出資で行われている団体となっているところでございます。

以上です。

- 〇議長(永友 良和) 12番、中村末子議員。
- ○12番(中村 末子君) 私も久しぶりでしたので、日本下水道事業団というのをインターネットでとりました。これは毎回上下水道課長からも説明がありますが、私が聞いたのは、どんな団体なのか。なぜこの団体があるのかということを以前に聞いたことがあると思うんです。だから、その団体がなぜあるのかと、存在するのかという意味をしっかりと説明していただかないと、やはり皆さん納得できないんじゃないかなというのがまず一つと、やはりこれは、当初は確かに国からの天下りの方もおられました。これが下水道事業団というのが、やはり大きなお金を国からやるということで、かなり天下り先でたたかれたことがあるんです。だから、そのことが問題になって、じゃ、国は補助をやめよう、出資をやめようということになって、今に至っている経緯があるんです。だから、そのことから考えたときに、下水道事業団をなぜ地方公共団体が持っておかなければならなかったのか、持っていないといけないのか、そこのところをしっかりと説明しないと、なかな

か理解できないんじゃないかなというふうに思うんです。

だから、私は、そこのところをちゃんと答えていただけないと、どうなのかなということが、質疑は2回目で終わる予定だったんですが、3回目もできると思いますので、ちゃんと説明してください。それからまた質疑をしますので。

○議長(永友 良和) しばらく休憩いたします。

午前10時50分休憩

.....

午前10時50分再開

〇議長(永友 良和) 再開いたします。

上下水道課長。

- **○上下水道課長(吉田 聖彦君)** 一番の目的は、水質環境基準を向上させていくということが一つあります。それから、地方公共団体におきましては、それだけの技術者の不足ということで、そういう事業団に専属の技師を置いて、そこをもって各地方公共団体の技術支援を行うということだと考えております。
- 〇議長(永友 良和) 12番、中村末子議員。
- **〇12番(中村 末子君)** ちょっと長くなりますけど、特徴としては、地方公共団体の長 及び学識経験者が発起人となって建設大臣、現は国土交通大臣の認可を受けて設立された 法人であるということなんです。この法人が設立された一番大きな理由というのは、地方 公共団体、特に高鍋町のような小さい団体、小さい自治体で下水道事業を行うということ は非常に大変なことなんです。というのは、技術者も監督する人もいないと。下水道のい ろんな終末処理をしっかりと携えていくような、携わっていくようなそういう資格、有資 格者もいないと。じゃ、どうしたらいいかというところで、一番問題になるのが、やはり 人事をしっかり配置する。そのための人事が配置できない状況にある自治体が全国でしっ かりとまとまって、こういう日本下水道事業団というのを発足させたんですよね、これは 国のお墨つきで発足させたんです。そういうことを、余計なお金をかけないようにという ことで、そして国も補助金がちゃんと出せるようにということで設立したのが最初だった んです。だから、高鍋町もそれだけ大きな財政を持つ自治体ではございませんので、当然、 下水道事業団に加味するところはいっぱいあるんです。そして、下水道事業団じゃないと わからないいろんな専門的な知識というのがかなりあるもんですから、そこをクリアして いくためには、やはり私たち高鍋町の自治体としては、専門である、専門業者である日本 下水道事業団に委託をしなければならない、ねばならないなんです。だから、そういうと ころで日本下水道事業団に私たちは、ねばならないということでしている状況があるんで す。それをしっかり答えていただくことが、本当は私は肝要だったんです。

なぜかというと、その次にある質疑が、こういうことなんです。単独で行えばどのくらいの費用がかかり、事業団をつくることによるメリットが地方自治体にどのようにあるのかということを聞いてるんです。多分、おわかりになると思うんです。大体、それは積算

をしてきていると思うんです。それを積算してこなかったら、単純に下水道事業団に委託 するちゅうことはないと思うんです。

例えば、宮崎市あたりは多分持っているんじゃなかったかな、自分で。単独で持ってるんじゃなかったか、設計者を含めて持っているんじゃなかったかなと思います。そういう大きなところであれば、これは事業ができますけれども、日本下水道事業団に委託するということは、その辺のところを十分に加味した上で、ただのっかかっているだけではなく、そこをやっぱり十分に計算した上で、高鍋町ならそれぐらいの実力はありますよ、計算できるぐらいの実力は今まで見てたからあります。だから、あった上で、下水道事業団にこれだけのメリットがあるから頼むんだよということをしっかりとやっていかないと。

例えば、工事をする人についても、なかなか専門的な知識がないと、ここはできないんです。だから、いろんな形でいろんな資格を持っている人がしっかりとしないといけないということがありますので、有資格者がまずどれぐらい必要なのか。土木、いろんな建設工事に当たっての資格者とか、そういうことも含めて、しっかりと状況を把握していかないと、下水道事業団への委託については、最初に私聞くべきだったんですけれども、この減額になったときに1カ所にしかできないのに、何でこんな2,000万円近くの、見積もりに誤りがあったんじゃないかなと、ちょっと気になったところなんです。

ただ契約で入札残であるというふうになると、何かおかしいなというふうにちょっと思っちゃった部分があるもんですから、多分、これ入札残じゃないかなと思って、それだけ残るというのは。やっぱ綿密に計算をして、仕事を出しているというふうに思いますので、その辺のところはどうなのかな。

だから、単純に私たちは2,000万円弱が浮いたから入札残として残ったからいいんだよというチェックの仕方だけじゃなくて、一体、私たちはこの事業によってどれぐらいのメリットがあると、入札残の問題だけじゃなくて、これぐらいのメリットがあるんだよということをしっかりと数字的に説明していただかないと、なかなかわからないんじゃないかなというふうに思ったんです。

だから、そこのところがもしわからないというのであれば、後ででもいいですので、私はわかりませんけれども、後ででもいいですので、しっかりと計算したものを提出していただくことを、これ今決めなきゃいけませんので、本当は今欲しいんですけど、資料が。欲しいんですけど、答弁ができるかどうかお伺いしたいと思います。議長、よろしくお願いします。答えられんなら答えられんでいい。

- ○議長(永友 良和) 確認しますけど、質疑の内容は日本下水道事業団のメリットはということですね。
- ○12番(中村 末子君) 単独で行えばどのくらいの費用がかかって、事業団に頼むことによってメリットがある、どれぐらいのメリットがあるかどうかということを聞いてるわけです、具体的に。だから、これは入札残だけの問題だけじゃなくて、全体的なメリットが、もっとこれより大きいと思うんですよ、金額的には。金額的にいえばもっと大きいと

思います。

○議長(永友 良和) しばらく休憩いたします。

午前10時56分休憩

.....

午前11時06分再開

O議長(永友 良和) 再開いたします。

上下水道課長。

- **○上下水道課長(吉田 聖彦君)** 先ほどから話にありますように、地方公共団体には技術者がいないということで、下水道事業団に委託しているわけなんですが、こういう事業を起こすに当たりましては、土木建築、それ以外に機械電気、化学生物と法律等の技術者がそれぞれ必要になってまいります。この事業を行うたびにその技術者を採用となると、それこそ相当な金額もかかりますし、そこの部分におきましての事業の比較等はいたしておりません。
- ○町長(黒木 敏之君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永友 良和) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(永友 良和) 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永友 良和) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長(永友 良和) 起立全員と認めます。したがって、議案第1号高鍋町高鍋浄化センターの更新工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定については原案のとおり可決いたしました。

日程第10. 議案第2号

日程第11. 議案第3号

日程第12. 議案第4号

日程第13. 議案第5号

日程第14. 議案第6号

日程第15. 議案第7号

日程第16. 議案第8号

○議長(永友 良和) 日程第10、議案第2号平成29年度高鍋町一般会計補正予算(第

9号)から日程第16、議案第8号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)まで、以上7件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(黒木 敏之君) 議案第2号平成29年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)から 議案第8号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)についてま で一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第2号平成29年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,102万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ117億3,132万6,000円とするものでございます。

今回の補正は、平成29年度の事業費確定等に伴う歳入歳出の調整を行うものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、財政調整基金等への積立金、企業立地奨励補助金、私立保育園委託料等の増額及び高品質茶生産技術確立支援事業費助成の追加等を行うものでございます。

歳入では、国県支出金、繰入金、繰越金及び町債等の財源調整でございます。

あわせまして、産地パワーアップ事業ほか2件の繰越明許費の追加及び活性化推進事業のほか、13件の地方債の変更を行うものであります。

次に、議案第3号平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,443万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ33億570万円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、医療費見込みに伴う療養給付費の増額、 共同事業拠出金の減額及び準備基金積立金の増額でございます。

歳入では、療養給付費等交付金及び共同事業交付金の減額並びに繰越金の増額でございます。

次に、議案第4号平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ126万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億758万4,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳入歳出ともに後期高齢者医療広域連合<u>※給付金</u>の確定に伴う増額でございます。

次に、議案第5号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第6号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,988万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,499万円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、概算事業費確定に伴う委託料等の減額で、 歳入は、補助対象事業費確定に伴う国庫補助金及び町債等の財源調整でございます。

次に、議案第6号平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ11万3,000円を追加し、歳入歳出

※後段に訂正あり

予算の総額をそれぞれ24億593万3,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入歳出ともに介護給付費準備基金積立金の利子に係る 増額でございます。

あわせまして、介護予防教室委託及び認知症初期集中支援事業委託に伴う債務負担行為の追加、高鍋町地域包括支援センター運営事業委託の債務負担行為の変更を行うものでございます。

次に、議案第7号平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ377万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,321万円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、事業費確定に伴う委託料等の減額で、歳 入では、基金繰入金の減額及び繰越金の増額でございます。

次に、議案第8号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出の総額に変更はなく、財源を一般会計繰入金から※雑入費及び町債に振り替えるものでございます。

あわせて、工業用地造成事業の繰越明許費及び地方債の変更を行うものでございます。 以上7件の議案につきまして御審議を賜わりますようお願い申し上げます。

○議長(永友 良和) しばらく休憩いたします。

午前11時14分休憩

.....

午前11時15分再開

- ○議長(永友 良和) 再開いたします。 町長。
- ○町長(黒木 敏之君) 訂正をお願いいたします。議案第4号平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の説明の文章です。後期高齢者医療広域連合「納付金」のところを「給付金」と読んだそうでございます。訂正させていただきます。

それから、議案第8号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)についてのところです。「雑入及び町債」を「雑入費及び町債」と読み間違えたそうでございます。雑入及び町債でございます。訂正させていただきました。申しわけございません。よろしくお願いします。

- ○議長(永友 良和) 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。
- **〇政策推進課長(三嶋 俊宏君)** 政策推進課関係 2 本の補正予算について詳細説明をいた します。

まず、議案第2号平成29年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)について詳細説明を 申し上げます。

今回の補正は、平成29年度の事業費の確定、または確定見込みに伴います歳入歳出の 調整が主な内容となっております。

※後段に訂正あり

歳出のほうから説明をいたします。26、27ページをお願いいたします。

まず、議会費でございますが、旅費等の事業確定見込みにより減額をするものでございます。

続いて、総務管理費の一般管理費は、人件費等の執行見込みにより減額するものでございます。

次に、28、29ページにかけての文書広報費は、事業費の確定による減額でございます。

財政管理費は、ふるさと納税関係経費の調整で、返礼品の出荷実績の見込みにより減額と、ふるさと納税システム手数料等が不足する見込みでの増額でございます。

次に、財産管理費の積立金でございますが、財政調整基金積立金は基金運用利子を、公共施設等整備基金積立金は基金運用利子と平成28年度繰越金の2分の1相当を積み立てるもの、ふるさとづくり基金地域づくり積立金は1件100万円の寄附がありましたので、それを積み立てるもの、ふるさとづくり基金永久町民積立金は1件1万円の寄附と基金運用利子を積み立てるものでございます。ふるさとづくり基金、ふるさと納税積立金については、寄附額からふるさと納税関係経費を差し引いた分を積み立てるものでございますが、経費の減により積立金を増額をするものでございます。

そのほか、庁舎管理費、次のページの財産管理費に係るそれぞれの経費について確定見 込みにより減額をするものでございます。

次に、31ページの企画費でございますが、負担金補助及び交付金は、たかなべ未来づくり事業補助金の確定による減額と、企業立地奨励条例に基づき指定している企業の工場賃借料に対する企業立地奨励補助金の追加で、繰出金は工業用地造成事業特別会計内の財源構成により一般会計から繰出金を減額するものでございます。

諸費及び交通安全対策費は財源更正でございます。

次のページをお願いいたします。32、33ページです。

電算化推進費、情報管理費は、電算システムに係る委託料や無線LAN整備事業費等の確定による減額でございます。

徴税費の賦課徴収費は、手数料の確定による減額でございます。

次のページをお願いいたします。戸籍住民基本台帳費は、通知カード、個人カード関連 事務委任交付金の交付決定見込みによる減額でございます。

次に37ページにかけての選挙費でございますが、衆議院議員選挙費用の確定により減額をするものでございます。

次に統計調査費でございますが、それぞれの統計調査の事業費確定による減額でございます。

次に、38、39ページにかけての民生費の社会福祉費でございますが、社会福祉総務 費は成年後見制度利用がなかったことによる扶助費の減額、積立金は地域福祉基金利子を 積み立てるもの、繰出金は国民健康保険事業の保険基盤安定負担金支援分と財政安定化支 援額確定による減額でございます。

そのほか臨時福祉給付事業費の確定見込みによる事務費や給付金の減額です。

次に老人福祉費でございますが、敬老祝金や緊急通報システム事業委託料の確定見込み により減額するものでございます。後期高齢者医療特別会計繰出金は療養給付費が不足見 込みで増額するものでございます。

老人措置費の扶助費は、措置数が見込みより少なかったことから減額するものでございます。

次に、40、41ページにかけての障害福祉費は、委託料、負担金、補助金の事業費確 定等による予算の調整でございまして、償還金利子及び割引料は平成28年度障害者自立 支援医療費県負担金の返還金でございます。

福祉センター費は、修繕料不用による減額です。その他の費目は財源更正でございます。 次に、42、43ページをお願いいたします。児童福祉費の児童福祉総務費でございますが、認定こども園施設整備事業補助金等の事業費が確定したことによる減額でございます。児童措置費の委託料はゼロ歳児の利用者数の増や人件費の増額等による私立保育園委託料の増額、負担金補助及び交付金は事業実績による過不足額を、扶助費は対象者や利用者の実績見込みによる減額、償還金利子及び割引料は保育料の誤賦課による還付金でございます。

母子福祉費は事業費確定見込みによる減額でございます。

44、45ページをお願いいたします。児童福祉施設費は賃金が不足見込みで増額するものでございます。

保健衛生費の保健衛生総務費、予防費、健康増進事業費はそれぞれ事業費の確定見込み による減額でございます。

46、47ページをお願いいたします。環境衛生費は合併処理浄化槽設置整備事業補助金の実績見込みによる減額でございます。

母子衛生費の委託料は、実績見込みにより、妊婦・乳児健康診査委託料の増額、扶助費は養育利用費等の減額でございます。

健康づくりセンター費は、施設の修繕費用を計上しております。

清掃費、清掃総務費は、時間外勤務手当が不足見込みで増額するものでございます。

次に、48、49ページにかけての塵芥処理費は委託料と負担金の確定による減額でございます。最終処分場費は財源更正でございます。

農業費の農業委員会費は、農地利用最適化交付金の確定に伴う報酬の減額や事業費確定 見込みによる事務局費、機構集積支援事業費の減額でございます。

50、51ページをお願いいたします。農業振興費の負担金補助及び交付金は、茶の害虫、クワシロカイガラムシ防徐薬剤の購入費用を補助する高品質茶生産技術確立支援事業補助金の追加で、ほかは事業費の確定見込みによる減額でございます。

新生産調整対策事業費、畜産業費は事業費確定による補助金や工事請負費等の減額でご

ざいます。

農地費は事業費確定による委託料や補助金の減額と基金利子の積立金でございます。

52、53ページをお願いいたします。農村施設費は基金利子の積立金でございます。

農政企画費の負担金補助及び交付金は、農地中間管理機構事業費の耕作者集積協力補助 金の追加と事業費確定による減額でございます。

林業費、林業総務費は、野生鳥獣の捕獲数増加見込みにより野生鳥獣被害防止捕獲支援 補助金の増額でございます。

54、55ページをお願いいたします。商工費、商工業振興費は、職業訓練校入校者が確定したことによる負担金の追加と補助事業費の確定見込みによる減額でございます。観 光費は財源更正でございます。

次に、57ページにかけての土木管理費、土木総務費は、人件費の調整と建築物耐震改 修等事業補助金の確定見込みにより減額をするものでございます。

道路橋梁費の道路維持費は、重機借り上げ料の減額で、道路新設改良費は財源更正でございます。

河川費の河川総務費の委託料は、水門操作委託費の事業費確定による増額と、脇地区急 傾斜地崩壊対策事業負担金が確定したことによる減額でございます。

- 58、59ページをお願いいたします。都市計画費の都市計画総務費から公園建設費については、事業費確定による負担金等の減額と財源更正でございます。住宅費の住宅管理費は財源更正でございます。
- 60、61ページをお願いいたします。消防費の非常備消防費でございますが、消防団員数減による報酬の減額、退団予定者が見込みより多いことによる退職功労金の増額、その他需用費等は事業費確定による減額でございます。

消防施設費の負担金補助及び交付金は、東児湯消防組合負担金の確定による減額、災害 対策費はそれぞれの事業費確定による減額でございます。

62、63ページをお願いいたします。教育費の事務局費は、育英会へ1名と1団体の 方から寄附がありましたので、その出資と国際交流基金利子を基金へ積み立てるもの、教 育振興費は、事業費確定見込みによる減額でございます。

小学校費の学校管理費は、東小学校の光熱費の増額、西小学校のトイレ改修事業費確定 見込みによる減額でございます。

64、65ページをお願いします。教育振興費は、東西小学校の扶助費の実績見込みにより減額をするものでございます。

中学校費の学校管理費は、東中学校のトイレ改修事業費確定による減額と嘱託員報酬の 実績見込みによる減額でございます。

教育振興費は、東西中学校の扶助費実績見込みにより減額するものでございます。

66、67ページをお願いいたします。社会教育費でございますが、公民館費は実績見込みにより減額、図書館費は1団体から寄附をいただきましたが、その団体の意向による

古文書修復資機材購入費用の追加と燃料費、光熱水費の不足見込みによる増額でございます。

文化財保護費は、南九州大学跡地の発掘調査が本調査対象外であったことによる減額で ございます。歴史総合資料館費は財源更正でございます。

68、69ページをお願いいたします。家老屋敷費は、財源更正、美術館費は空調設備 改修工事等の事業費確定による減額、美術館基金利子を基金へ積み立てるものでございま す。

保健体育費の保健体育総務費は、朝倉市の豪雨被害によりスポーツ少年団交流事業が中 止になったことによる補助金の減額でございます。

次に、70、71ページにかけての体育施設費は、勤労者体育センター及びスポーツセンター光熱水費の不足見込みによる増額と工事設計委託料等の確定による減額でございます。

学校給食総務費は、東西小学校給食室の空調機導入を次年度以降に見送ったことによる 減額でございます。

災害復旧費は財源更正でございます。

歳出については以上でございます。

次に、歳入を御説明申し上げます。12、13ページをお願いいたします。

地方消費税交付金は、交付額が確定したことによる増額でございます。

次に、国庫支出金の民生費国庫負担金ですが、障害福祉費負担金は自立支援医療費給付費や障害児通所給付費等の28年度分の追加交付分で、児童措置費負担金は私立保育園の措置費増による増額でございます。児童手当国庫負担金は対象者数の見込み減によるものでございます。

保険基盤安定国庫負担金、衛生費国庫負担金は、事業費の確定によるものでございます。次に、14、15ページにかけての国庫補助金でございますが、総務費国庫補助金とそれぞれの補助金は事業費の確定または確定見込みによりそれぞれの補助金を増額または減額をしております。

国庫支出金の総務費管理委託金は、自衛官募集事務委託金が、土木費委託金は水門操作 委託金が確定したことによる増額でございます。

次に県支出金でございますが、県負担金から19ページの委託金までは、只今説明申し上げました国庫支出金に係る事業の県費分の負担金及び補助金の増額と減額、県単独事業につきましては、それぞれの事業の確定等による増額または減額をするものでございます。

20、21ページにかけての財産収入の財産運用収入、利子及び配当金は、それぞれの基金運用利息の増額でございます。

財産売り払い収入は、境谷部分林の売払い収入でございます。

寄附金は、ふるさとづくり寄附金に1件1万円、教育寄附金に1件20万円と育英会寄 附金2件の6万7,000円、小中学校寄附金に1件100万円の寄附がありました。ふ るさとづくり寄附金は、当初予算に1,000円計上しておりますので、9,000円を補 正計上したものでございます。

繰入金の基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金は工業用地造成事業特別会計へ繰り出した分を財源調整するものでございます。ふるさとづくり基金繰入金及び22、23ページの公共施設等整備基金繰入金は、充当需要実績に伴う財源調整でございます。 繰越金は28年度の純繰越金を計上しております。

諸収入の受託事業収入は、事業費確定見込みによる特例事業事務委託金の減額及び老瀬 地区圃場整備事業に係る木城町区域分の受託収入でございます。雑入の職員厚生会事業主 負担金返還金は、28年度負担金の返還金、過年度負担金精算金は、平成28年度西都児 湯環境整備事務組合負担金の精算金でございます。

学外実習協力謝礼は、西都職業訓練校生受け入れによるものでございます。

農地中間管理機構集積協力金は、事業費確定によるもので、過年度職員手当返還金は職員手当の誤支給によるものでございます。

24、25ページをお願いいたします。町債につきましては、それぞれの事業費の確定 見込みにより減額または増額しております。

歳入については以上でございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。繰越明許費補正について説明をいたします。追加が3件で、産地パワーアップ事業は事業期間が十分とれないということから、 高鍋町観光協会補助事業は、桜まつりが4月になって行われることから、中央公民館屋根 防水改修事業は、本年度内の工期がとれないということから繰り越しをするものでございます。

最後に8ページ、9ページをお願いいたします。地方債の補正でございますが、活性化 推進事業ほか13件の変更は、事業の確定または確定見込みによる起債限度額の減額変更 13件と、増額変更1件でございます。

以上で、高鍋町一般会計補正予算(第9号)の詳細説明を終わります。

続いて、議案第8号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号) について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額に変更はございません。財源を一般会計繰入金から雑入 及び町債に振り替えるものでございます。

予算書の10ページ、11ページをお願いいたします。歳入でございますが、2段目の枠の雑入から説明をいたします。工事負担金185万8,000円でございますが、これは宮崎キヤノンの工場建設に係る工事についての負担金の変更でございます。当初、工場用地敷地内の排水管及び給水管布設詳細設計とボックスカルバート敷設設計業務分を工事負担金として計上いたしておりましたが、工場建設に係る協議経過の中でいずれも不用となったため減額し、温室再利用解体工事と樹木移植工事分の負担金を追加するものでございます。

町債については、内陸工業用地等造成事業債の県貸し付け分について増額計上しております。

これらの増額によりまして、一般会計繰入金を減額して調整するものでございます。

12ページ、13ページの歳出についてでございますが、今申し上げましたことにより、 工業用地造成事業費の財源を更正するものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。繰越明許費補正でございますが、工業用地造成事業について、高濃度PCB廃棄物処分業務の処分期間が十分とれないことから、その分を増額変更するものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。地方債補正でございますが、内陸工業用地等 造成事業債の起債限度額を変更するものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。

- 〇議長(永友 良和) 健康保険課長。
- O健康保険課長(徳永 惠子君) 健康保険課関係部分について詳細説明を申し上げます。 まず、議案第3号平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。 総務費、総務管理費、一般管理費につきましては、制度改正に伴うシステム改修委託料の 執行残を減額するものでございます。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費につきましては、1月支払い分までの 実績及び今後の見込みにより増額するものでございます。

退職被保険者等療養給付費につきましては、財源更正でございます。

一般被保険者高額療養費につきましては、1月までの支払い実績及び今後の見込みにより増額をするものでございます。

退職被保険者等高額療養費につきましては、財源更正でございます。

14ページ、15ページをお開きください。中段の後期高齢者支援金等につきましても財源更正でございます。

共同事業拠出金、高額医療費拠出金につきましては、確定に伴う減額、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、見込みにより減額をするものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。特定健康診査等事業費につきましては、財源更正でございます。

基金積立金、準備基金積立金につきましては、今回の計上額をもって条例上の上限に達することとなります。

償還金につきましては、療養給付費等、国庫負担金等を実績により精算し、償還をする ものでございます。

続きまして、歳入でございます。6ページ、7ページをお開きください。国庫支出金、 国庫負担金、療養給付費等負担金は、過年度分精算に伴う追加交付でございます。 高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金につきましては、確定に伴う減額でございます。

国庫補助金、財政調整交付金につきましては、特定健診受診勧奨事業実績確定に伴う減額でございます。

制度関係業務準備事業費補助金につきましては、制度改正に伴うシステム改修に係る補助金の確定に伴う減額でございます。

療養給付費等交付金につきましては、現時点での交付見込みにより減額をするものでございます。

県支出金、県負担金、高額医療費共同事業負担金、次のページの特定健康診査等負担金 につきましては、確定に伴う減額でございます。

共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、交付額の確定により減額をするものでございます。

財産収入、利子及び配当金は、基金につきました利子を実績により減額をするものでございます。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金は、保険税軽減額が確定 したことに伴う減額、財政安定化支援事業繰入金は、交付税算入分が確定をしたことによ る減額でございます。

10ページ、11ページをお開きください。繰越金、その他繰越金につきましては、平成28年度からの繰越金を全額計上するものでございます。

諸収入、雑入につきましては、平成28年度以前の高額医療費共同事業及び国保連合会 負担金の精算交付金を計上したところでございます。

続きまして、議案第4号平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、右側のページをごらんください。保険基盤安定負担金につきましては、保険料軽減額の確定により減額をするものでございます。

共通経費負担金につきましては、後期高齢者医療広域連合の運営に係る負担金が確定を したため減額をするものでございます。

療養給付費負担金につきましては、決算見込みにより今年度納付する額が決定したため に増額をするものでございます。

療養費市町村負担金につきましては、療養費支給申請に係る審査業務委託見込み件数の減により減額をするものでございます。

続きまして、歳入でございます。6ページ、7ページをお開きください。繰入金、一般 会計繰入金の事務費繰入金につきましては、歳入歳出の調整により減額をするものでござ います。

保険基盤安定繰入金、共通経費負担繰入金、療養給付費負担繰入金、療養費市町村負担

繰入金は、いずれも歳出にあわせて一般会計からの繰り入れをそれぞれ減額及び増額をするものでございます。

繰越金は前年度からの繰越金でございます。

続きまして、議案第6号平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)について詳細説明を申し上げます。

6ページ、7ページをお開きください。歳入歳出ともに基金利子に係るものでございます。介護給付費準備基金についた利子を歳入として受け入れ、基金積立金として歳出に計上し、基金に積むものでございます。本年度の実績により計上したところでございます。

戻りまして、5ページをお開きください。債務負担行為の追加でございますが、新年度 当初から介護予防教室としての「ノルディックウォーキング教室」や各地区公民館のなじ みサロンを実施するため、年度内の契約が必要であることから債務負担行為の追加を行う ものでございます。

また、認知症初期集中支援チームにつきましては、認知症が疑われる方、あるいはその 御家族の支援に当たっておりますが、切れ目のない対応が必要であり、こちらも年度内の 契約が必要であることから債務負担行為の追加を行うものでございます。

包括支援センター運営委託につきましては、12月議会で債務負担行為の設定を行った ところでございますが、支援の必要な高齢者の増加により、さらに包括支援センターの体 制の充実が必要となっていることから、債務負担行為の増額を行うものでございます。

以上で、健康保険課関係部分の説明を終わります。

- 〇議長(永友 良和) 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(吉田 聖彦君)** 議案第5号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正 予算(第6号)について詳細を説明いたします。

12、13ページの歳出から御説明いたします。総務費の報償費につきましては、下水道受益者負担金の一括納付者がふえたため前納報奨金を増額するものでございます。

委託料につきましては、下水道接続増に伴いまして徴収事務委託の増額でございます。 次に、施設管理費の需用費につきましては、浄化センターの薬品代、電気代の不足による増額でございます。

委託料につきましては、汚泥量の減による処分費、運搬費の減額でございます。

公共下水道費の委託料につきましては、執行残による減額でございます。

同じく、補償補填及び賠償金につきましては、下水道管布設に伴う水道管の補償がなかったための減額でございます。

積立金につきましては、消費税還付金が確定したことによる増額でございます。

次に、公債費、元金、次のページの利子につきましては、地方債償還金の確定に伴い減額するものでございます。

次に、歳入です。8ページ、9ページをお願いいたします。土木費負担金の下水道負担金の現年分につきましては、猶予地の解除及び一括納付者の増、滞納分につきましては、

宅地造成等により納入があったものでございます。

次に、土木費国庫補助金の都市計画補助金、社会資本整備総合交付金につきましては、 国庫補助金の確定に伴います減額でございます。

次に、一般会計繰入金につきましては、歳出や他の歳入との調整により減額するもので ございます。

次に、雑入につきましては、認可区域外からの接続による使用者協力金と消費税還付金 の確定に伴う還付金収入でございます。

次に、土木債の都市計画債でございますが、下水道事業がおおむね確定したことに伴う 減額でございます。

10ページの財産収入の利子及び配当金につきましては、基金積み立ての利息分でございます。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。地方債の補正でございますが、先ほど 説明いたしました土木債が減額となりましたので限度額の補正を行うものでございます。 以上で説明を終わらせていただきます。

- 〇議長(永友 良和) 産業振興課長。
- O産業振興課長(渡部 忠士君) それでは、議案第7号平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、詳細を説明させていただきます。 今回の補正は、事業費の確定に伴います歳入歳出の調整となっております。説明の都合上、まず歳出から御説明いたします。

お手元の予算書8ページ、9ページをお開きください。農林水産業費、農地費、施設管理費でございます。委託料におきまして、今年度、雑用水管理事業の本体事業となっております一ツ瀬川土地改良事業が水利権更新の年となっておりまして、雑用水管理事業におきましても、その更新にかかわる委託料を計上しておりましたけれども、一ツ瀬川土地改良事業自体の水利権更新が従前の申請内容のまま行う単純更新ということになりまして、雑用水管理事業におきましても単純更新となりましたことから、当初計上しておりました330万円の委託料につきましては、執行の必要がなくなったということで減額するものでございます。

また、工事請負費でございますけれども、地区外送水に係る量水器設置工事の入札に伴う額の確定に伴い123万円を減額するものでございます。

負担金補助及び交付金につきましては、雑用水管理事業運営に係る一ツ瀬川土地改良区への負担金額の確定に伴い75万1,000円を追加計上するものでございます。

合計しまして377万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。お手元の予算書6ページ、7ページをお開きください。歳入におきましては、歳入と歳出の調整による基金繰入金532万4,000円の減額と、繰越金154万5,000円を計上しております。基金繰入金につきましては、さきに御説明いたしました歳出の減額分377万9,000円と繰越金

154万5,000円の合計額を計上させていただいたものでございます。 以上、詳細説明を終わります。

○議長(永友 良和) 以上で説明が終わりました。

日程第18. 議案第10号 日程第19. 議案第11号 日程第20. 議案第12号 日程第21. 議案第13号 日程第22. 議案第14号

日程第17. 議案第9号

日程第23. 議案第15号 日程第24. 議案第16号

日程第25. 議案第17号

日程第26. 議案第18号

日程第27. 議案第19号

日程第28. 議案第20号

口任分20. 磁朱分20万

日程第29. 議案第21号

日程第30. 議案第22号

日程第31. 議案第23号 日程第32. 議案第24号

日程第33. 議案第25号

日程第34. 議案第26号

日程第35. 議案第27号

日程第36. 議案第28号

日程第37. 議案第29号

日程第38. 議案第30号

日程第39. 議案第31号

日程第40. 議案第32号

日程第41. 議案第33号

日程第42. 議案第34号

日程第43. 議案第35号

日程第44. 議案第36号

○議長(永友 良和) 日程第17、議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第44、議案第36号平成30年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上28件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(黒木 敏之君) 議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例の一部改正についてから議案第36号平成30年度高鍋町水道事業会計予 算についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は、危機管理専門員及び地域おこし協力隊の設置並びにマイクロバス運転員の任用に伴い、その報酬額を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第10号高鍋町消防団条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、消防団員数の減少による地域防災力の低下が危惧されている状況を踏まえ、団員の処遇改善を行うため、各階級の報酬額を引き上げるものでございます。

次に、議案第11号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、本 案につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を 改正する法律及び地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成30年 4月1月から施行することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、国民健康保険税の徴収方法について定めるものや、 減免規定において災害の定義や減免の判定基準等を定めるもの等でございます。

次に、議案第12号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、被保険者としない者の規定を改めるものでございます。

次に、議案第13号特別会計設置条例の一部改正についてでございますが、本案は、国民健康保険制度<u>※改正</u>に伴い、歳入及び歳出の内容を改め、あわせて題名の変更をするものでございます。

次に、議案第14号高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正についてでございますが、本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となるため、基金設置の目的等を改め、あわせて題名の変更をするものでございます。

次に、議案第15号高鍋町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、国民健康保険の住所地特例被保険者が後期高齢者医療保険に移行した場合の取り扱いの変更等でございます。

次に、議案第16号高鍋町介護保険条例の一部改正についてでございますが、本案は、 介護保険法の改正及び第7期介護保険事業計画の策定に基づき、所要の改正を行うもので ございます。

※後段に訂正あり

改正の主な内容といたしましては、介護保険料の改定及び新たな保健福祉事業の実施等 を規定するものでございます。

次に、議案第17号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第18号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第19号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、共生型地域密着型サービスの新設、介護医療院の創設に伴う地域密着型サービス事業所と介護医療院との連携及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の追加などでございます。

次に、議案第20号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、本案は、平成30年4月から居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲されることから、指定基準を制定するものでございます。

次に、議案第21号教育関係使用料条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、町立高鍋図書館附設設備使用規則の廃止に伴い、図書館附設設備使用料部分について削除するものでございます。

次に、議案第22号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議 案第23号高鍋町歴史総合資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議 案第24号高鍋町指定有形文化財黒水家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につ いてでございますが、高齢者の生涯学習の充実及び障がい者の社会参加への支援を目的と いたしまして、観覧料の改正を行うものでございます。

次に、議案第25号高鍋町ねたきり老人等介護手当支給条例の全部改正についてでございますが、本案は、対象者に新たに精神障害者保険福祉手帳1級所持者を加えるとともに、高齢者の対象を課税世帯まで広げることにより、在宅福祉のより一層の向上を図るものでございます。

次に、議案第26号高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、本案につきましては、蚊口西の二地区津波避難タワーが本年度末で完成するため、地方自治法第244条の2第1項の規定により、施設の適正な管理運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第27号平成30年度高鍋町一般会計予算についてでございます。

日本経済につきましては、景気は穏やかな回復基調にあるものの海外経済の不確実性や、 金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされているところです。

このような経済情勢において、昨年12月に国が示した平成30年度地方財政対策では、

地方が子ども・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組みつつ安定的な財政運営が行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額を62.1兆円、昨年度より0.1%の増とされたところです。

しかしこれは、地方税収を見込んでのもので、実質、地方交付税については減額となっており、自主財源に乏しく財政基盤の脆弱な市町村は厳しい財政運営を強いられると考えております。

さて、本町の財政事情でございますが、近年は社会保障関係経費の増加に加え、人口減少対策、防災・減災対策、施設の老朽化対策等への対応が求められ、町税を初めとした一般財源等の伸びだけでは吸収できない厳しい状況であり、しばらくはそのような状況が続くものと予測するところです。

このような状況ではございますが、長年の懸案事項でありました南九州大学高鍋キャンパスの跡地活用として宮崎キヤノン株式会社の立地が決まったところであり、それに関連する事業を最重要施策とし、進めているところであります。

また、ふるさと納税が大幅に伸びており、これに関連する経費の伸びにより、平成 30年度一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ119億8,000万円となり、前年が 骨格予算で編成しましたので、肉づけ後予算と比較いたしますと、額で34億5,816万7,000円、率で40.6%の大幅な伸びとなったところでございます。

それでは概要について、歳入から御説明を申し上げます。

町税につきましては、町民税、軽自動車税は増収、固定資産税、たばこ税は減収の見込みでございます。

地方譲与税から地方交付税につきましては、地方財政対策と平成29年度決算見込みから計上いたしました。

国県支出金につきましては、確定した額を把握することは困難であるため制度に基づき 見込まれる額を計上いたしました。

寄附金につきましては、ふるさと納税額を15億円計上いたしました。

繰入金につきましては、取り組む事業の内容や財源の状況等から判断し、財政調整基金 等の活用を図ることにいたしました。

町債につきましては、事業効果等の検討、財政の健全性にも考慮し、後年度交付税措置 される地方債は有効活用すべきと判断して計上したところでございます。

続きまして、歳出予算の概要を申し上げます。

議会費につきましては、議会活性化調査研究費のほか議会運営に係る所要額を計上いたしました。

総務費につきましては、新規事業の地域おこし協力隊事業費や県立高等学校入学支援金補助金のほか、街路灯設置事業費や町議会議員選挙費などの所要額を計上いたしました。

民生費の社会福祉費関係につきましては、新規事業の人工透析患者交通費助成事業費の ほか、手話通訳等嘱託員配置事業費、障がい者防災・減災対策事業費、老人措置費、国民 健康保険特別会計ほか3特別会計への繰出金などの所要額を計上いたしました。

児童福祉費関係では、新規事業の認定こども園等の施設整備補助金、子育て世帯を支援 する子ども家庭支援センター事業費や一時預かり事業費のほか放課後児童健全育成事業費、 病後児保育事業費、子ども医療費助成費などの所要額を計上いたしました。

衛生費につきましては、新規事業の新生児聴覚検査委託事業費、助成額を増額した高齢者予防接種事業費、妊産婦健康審査事業費のほか、合併処理浄化槽設置整備事業補助金、 し尿、廃棄物の処理経費及び西都児湯環境整備事務組合負担金などの所要費を計上いたしました。

農林水産業費につきましては、工業用地造成事業関連の畑かん整備事業費のほか、新規 就農者支援や生産調整対策等の補助金、多面的機能支払交付金事業費などの所要額を計上 いたしました。

商工費につきましては、商店街の活性化を図るための補助金、産業の振興を図るための 地域資源付加価値向上事業費、総務費より科目を変更したふるさと納税推進事業費のほか、 観光振興を図るための観光協会補助金などの所要額を計上いたしました。

土木費につきましては、工業用地造成事業関連の道路改良事業費や社会資本整備総合交付金事業費のほか、石原団地外壁等改修事業費や下水道事業特別会計繰出金などの所要額を計上いたしました。

消防費につきましては、樋渡地区津波避難タワー建設事業費や防災資機材整備費のほか 消防団員の訓練活動費や東児湯消防組合負担金などの所要額を計上いたしました。

教育費につきましては、きめ細かな教育を展開するための非常勤講師や学校生活支援員の配置事業費のほか、東小学校の空調設備改修や東中学校のトイレ改修事業などの所要額を計上いたしました。

社会教育費関係では、明倫堂創設 2 4 0 年記念事業費、姉妹都市文化交流事業費のほか 自治公民館運営費補助金、美術館企画展示事業費などの所要額を計上いたしました。

以上、平成30年度当初予算の概要を申し上げましたが、今後も義務的経費であります 扶助費の伸びが続き、厳しい財政運営を強いられる状況は続くものと予測されます。限ら れた財源を有効に使い、第6次総合計画の目標とする本町の将来像、「歴史と文教の城下 町たかなべ」の再生に向け、さらなる努力をしてまいりたいと考えております。

次に、議案第28号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、本予算は、国民健康保険制度<u>※改正</u>に伴う初めての予算編成となります。予算総額は歳入歳出それぞれ25億4,663万8,000円となり、前年度当初予算と比較すると約6億9,000万円、21.4%の減でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では保険税、県支出金及び一般会計からの繰入 金でございます。

歳出では、保険給付費、国保事業費納付金及び諸支出金でございます。

次に、議案第29号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてでござい

※後段に訂正あり

ますが、予算総額は歳入歳出それぞれ 5 億 9 5 6 万円となり、前年度当初予算と比較する と 1.5 %の増でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では保険料、一般会計繰入金及び受託事業収入 でございます。

歳出では、保険料賦課徴収等の事務経費、後期高齢者医療広域連合への納付金、健康診 査及び温泉無料保養券交付事業経費等の保健事業費でございます。

次に、議案第30号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ4億5,779万円となり、前年度当初予算と比較すると21.4%の減でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では使用料、一般会計繰入金、町債でございます。

歳出では、浄化センターの運転管理等の委託料、工事請負費、人件費、公債費等でございます。

次に、議案第31号平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ1,032万8,000円となり、前年度当初予算と比較すると2.7%の減でございます。

予算の内容は、高鍋町、新富町、木城町の介護認定審査に要する経費で、予算の主なものといたしましては、歳入では新富町、木城町の負担金及び介護保険特別会計繰入金で、 歳出は委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第32号平成30年度高鍋町介護保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ18億2,694万5,000円となり、前年度当初予算と比較すると18.1%の減でございます。

予算の内容は、第7期介護保険事業計画による1年目の予算となっており、予算の主な ものといたしましては、歳入では保険料、国県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入 金でございます。歳出では保険給付費及び地域支援事業費でございます。

次に、議案第33号平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ1,700万5,000円となり、前年度当初予算と比較すると37.0%の減でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では使用料、歳出ではメーター検針等を行う嘱 託員報酬、一ツ瀬地区の国営施設使用料及び負担金でございます。

次に、議案第34号平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ30万1,000円で、予算の内容は同委員会の審査を初めとした委員会の運営に要する経費であり、予算の主なものといたしましては、歳入では構成市町村からの負担金及び一般会計繰入金で、歳出は委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第35号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算についてでござ

いますが、予算総額は歳入歳出それぞれ17億5,845万4,000円で、予算の内容は 工業用地造成事業経費であり、予算の主なものといたしましては、歳入では土地売払収入 で、歳出は土地購入費、繰出金及び公債費等でございます。

次に、議案第36号平成30年度高鍋町水道事業会計予算についてでございますが、給水戸数8,987戸、年間総配水量227万7,000立方メートルを予定しての予算編成でございます。その結果、収益的収支は収入総額4億6,782万1,000円、支出総額4億5,346万4,000円でございます。

収入の主なものは給水収益で、支出の主なものは動力費、修繕費、企業債利息、減価償却費等でございます。

また、資本的収支は収入総額5,000万3,000円、支出総額2億8,185万4,000円で、支出の主なものは企業債償還金、建設改良費等であり、収入が支出に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

以上、28件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(永友 良和) しばらく休憩します。

午後 0 時17分休憩

午後0時19分再開

- ○議長(永友 良和) 再開いたします。 町長。
- 〇町長(黒木 敏之君) 済いません。訂正をお願いします。

議案第13号の国民健康保険制度「改革」を「改正」と読んだそうでございます。 それから、議案第28号の国民健康保険制度「改革」を「改正」と読んだそうでございます。申しわけございません。訂正をよろしくお願いします。

○議長(永友 良和) お昼がちょっと過ぎました。大変申しわけありませんが、以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時20分散会